

泊村監査委員告示第 4 号

対応（措置）通知事項の通知について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 75 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 9 月 15 日に監査委員に提出された、塵芥処理業務委託に係る事務監査請求について、村長から対応（措置）を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により対応（措置）した結果を、次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 22 日

泊村監査委員 沼 畑 智

泊村監査委員 大 橋 芳 之

【監査結果に対する対応（措置）通知書】

泊 総 号
平成30年3月16日

泊村監査委員 沼 畑 智 様
泊村監査委員 大 橋 芳 之 様

泊村長 牧 野 浩 臣

泊村事務監査請求の監査結果に係る対応について

平成30年1月31日付 泊監第15号により通知されました、標記のことにつきまして、真摯に受け止め、庁内で検討を重ね、監査結果に係る対応等を別紙のとおりとりまとめましたので、ご報告致します。

【 別 紙 】

※ 監査結果に係る対応

監査結果を受け、その対応について協議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめました。

- 平成27年度以前の対応につきましては、確認する書類等が無く、契約違反等を明確に判断することができないことから、返還金等の請求が出来なかったことに対し、書類等の整備管理を徹底してまいります。
- 同じ業者への委託業務につきましては、業者選考において、入札、契約等には十分な注意を払い、取り進めた結果であります。
- 書類の作成や委託業務の履行確認等、チェック体制の不十分さが見受けられたことから、信頼回復に向けたチェック体制の構築を図ります。

- 村長の責任につきましては、業務委託の事務に係る一連の不手際で、議会並びに村民の皆様にご不信等を抱かせた管理・監督者の責任として、平成30年第1回定例会において、30%減俸、2ヶ月（4月・5月）を議決していただいたところです。

- 職員の責任につきましては、これまでの経緯もあり、それぞれ言い分もあったところですが、3月13日付で、当時の関係者の部長、当時の住民福祉課長2名を訓告処分とし、当時の住民福祉課長補佐を嚴重注意と致しました。
なお、このことについては、全職員に周知を行い、事務処理徹底を図ってまいります。